

岡山市コミュニティサイクルご利用者様各位

平成 28 年 8 月 29 日
岡山市コミュニティサイクル運営本部

利用規約改定のお知らせ

平素は岡山市コミュニティサイクル「ももちやり」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

この度、岡山市コミュニティサイクル「ももちやり」利用規約について、下記の通り一部改定させていただきますのでご案内申し上げます。

今後とも岡山市コミュニティサイクル「ももちやり」をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2016 年 9 月 1 日

2. 改定概要

「2. 契約の解除」において、入会解除の該当条件として「最終利用日から 6 ヶ月間利用がないとき。」に変更いたしました。

3. 改定詳細

2. 契約の解除

運営会社は、利用者が次の各号のうちいずれかに該当したときは、予告無くサービスを停止し、入会契約を解除することができるものとします。

- ①本規約に違反したとき。
- ②利用者の登録内容に虚偽の内容が見つかったとき。
- ③自転車の利用中に交通事故を起こしたとき。
- ④最終利用日から 6 ヶ月間利用がないとき。

以上